## 南部地域道路網調查檢討業務委託仕様書 (案)

#### 1 適用範囲

本仕様書は佐野市(以下「発注者」という。)が実施する「南部地域道路網調査検討業務委託」(以下「本業務」)に関し、受託者(以下「受注者」という。)が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

#### 2 業務履行期限

本業務の履行期限は、契約締結日から令和6年3月22日(金)までとする。

#### 3 業務目的

本業務は、第2次佐野市都市計画マスタープラン等に広域幹線道路及び補助幹線道路に位置付けられている、本市の南部地域の骨格となる南部幹線(渡良瀬川架橋含む)及び南部道路について、現状や課題等を俯瞰的に捉えたうえで、本市及び関係自治体の土地利用計画や開発計画、地域活性化、国土強靭化等の政策的な課題への対応に期待される役割を明確にするとともに、道路の路線検討を行うことを目的とする。

## 4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書、契約書、設計書による他、次の法令・諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 本業務に関する本市及び関係自治体の関連計画など
- (2) 道路構造令の解説と運用(令和3年3月)
- (3) 佐野市市道の構造の技術的基準に関する条例
- (4) 県道の構造の技術的基準を定める条例
- (5) 栃木県業務委託共通仕様書(令和2年度版)
- (6) その他関係法令、通達など

#### 5 主任技術者並びに照査技術者の選任等

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者、照査技術者及び主担当技術者を 配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係に あることを証明するものとする。
- (2) 主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
- (3) 主任技術者は、技術士(総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画、または建設-道路))、又は技術士(建設部門(都市及び地方計画、または道路))の資格を有する者を配置するものとする。

#### 6 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

#### 7 質疑及び協議

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

## 8 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

## 9 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

#### 10 成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

#### 11 業務内容

#### (1)計画準備

本業務の目的・主旨を把握したうえで、本業務を効率的に実施するために、作業実施体制を 立案するとともに、栃木県業務委託共通仕様書第 1112 条に基づき業務計画書を作成し、発注者 の承認を得ることとする。

#### (2) 路線検討調査

当該路線全体に係る条件整理

当該路線に求められる道路の役割と機能等を踏まえ、以下の観点から当該路線をとりまく条件の整理を行う。

- ・周辺地域の現状と課題
- ・本地域における当該路線の果たすべき役割と機能
- ・当該路線の道路整備による効果
- 必要性や優先順位の整理
- ・本市並びに関係自治体周辺開発(民間開発含む)の動向や他のインフラの整備状況等と の整合
- ・ 道路の区分
- ・コントロールポイント (平面・縦断、開発計画等)

## (3)路線検討(南部幹線+南部道路)(L≒5.3km)

① 地域条件の把握

設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土 地利用状況及び文化財の把握・確認等について文献による調査を行うものとする。

なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を別途必要とする場合は、受注者はその 理由を明らかにし、調査内容について発注者に報告し、指示を受けるものとする。

#### ② 路線検討

南部幹線及び南部道路が果たす機能を確保しつつ、地域の課題を解消し、当該地域の自然、社会的条件、並びに渡良瀬川渡河部、南部幹線及び南部道路の交差(又は合流)部のコントロールポイントを考慮した、経済的で実現性の高い路線の提案を行うものとする。なお、渡河部に係る路線については、必要に応じて河川管理者と協議を行い実現可能となる路線とする。

路線の提案は、路線ごとに、①沿道環境への影響、②周辺道路への影響、③用地買収面積・支障物件数(概数で可)等の各項目を整理し、(2)路線検討調査で整理した道路の区分の技術基準をみたす路線について比較(3案を基本とする)を行うものとする。比較案選定にあたっては、計画路線の平面図形・縦断線形は主要構造物(橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等)、連絡等施設を考慮して計画し、発注者と協議の上選定するものとする。

路線検討の成果として、以下の取り纏めを行う。

①比較検討結果一覧表、②予定線位置図(1/10,000 程度 都市計画図、区間(起終点、延長)を記載)、③道路区分、④設計速度、⑤平面図、⑥縦断図、⑦標準断面図(変化断面含む)、⑧主要構造物計画、⑨その他検討成果品

#### ③ 照査

受注者は、栃木県業務委託共通仕様書第1108条に基づき照査を実施するほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
  - 特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、 地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されて いるのかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

## (4)報告書作成

受注者は、業務の検討内容の成果として、栃木県業務委託共通仕様書第 1210 条並びに第 1211 条に基づき、報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取り纏めて記載した業務成果概要書を作成するものとする。

- ①業務目的
- ②路線検討調査(南部幹線、南部道路)
  - 1)周辺地域の現状と課題
  - 2) 本地域における当該路線の果たすべき役割と機能
  - 3) 当該路線の道路整備による効果
  - 4) 必要性や優先順位
  - 5) 本市並びに関係自治体(民間開発含む)周辺開発動向
  - 6) 道路区分
  - 7) コントロールポイント
- ③路線検討(南部幹線、南部道路)
  - 1) 選定条件の検討経緯及びその結果(比較検討結果一覧表)
  - 2) 当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明
  - 3) 今後の課題
- ④その他留意事項

## (5) 鳥瞰図 (イメージパース) の作成

一級河川渡良瀬川の渡河橋梁部について、当該業務における検討結果を踏まえた鳥瞰図を作成する。なお、具体的なアングルは、発注者と協議の上決定するものとする。

#### (6) 打合せ協議

打合せ協議は、初回・中間(3回)・納品時の5回を実施するものとするが、定期的な打合せで完了しない場合については、発注者の指示による打合せを招集できるものとする。打合せ結果については、打合せ記録簿を作成し速やかに発注者に提出し、相互確認を行う。

## 12 成果品

受注者は、栃木県業務委託共通仕様書第1117条に基づき納品するものとする。なお納品すべき成果品は次のとおりとする。

①業務報告書 ※概要版含む (電子媒体の出力 A4 版、ファイル綴じ):1部

②図面等:次のとおりとし、縮尺については監督職員と協議する。

種別	設計項目	成果物
路線検討調査	報告書	報告書
	図面	図面
路線検討	報告書	報告書
	図面	予定線位置図
		平面図 (路線ごと)
		標準断面図※変化断面含む(路線ごと)
		縦断図(路線ごと)
		主要構造物(一般図) (路線ごと)
		用地面積 (路線ごと)
鳥瞰図(イメージパース)		鳥瞰図(イメージパース)

③業務報告書の電子媒体 (CD—R もしくは DVD-R): 1部④その他発注者が必要と認めたもの: 1部

# 【参考図面】南部地域道路網調査検討業務委託

